

ふるさとおもいやり寄付

- ・指定代理納付者を指定
- ・収納代行業者に委託

■指定代理納付者の指定

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

○指定代理納付者

ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
(東京都港区東新橋1丁目9番2号)

○指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付される「ふるさとおもいやり寄付」に係る寄付金

○指定期間

平成30年11月7日から平成31年3月31日まで

■収納代行業者への委託

地方自治法施行令第158条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり収納代行業者に委託しました。

○収納代行業者

株式会社さとふる
(東京都中央区京橋2丁目2番1号)

○収納代行業者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付される「ふるさとおもいやり寄付」に係る寄付金

○委託期間

平成30年11月7日から平成31年3月31日まで

■問合せ

企画財政課企画係

(☎47-2115 役場2階 窓口12番)

農業者年金に加入しましょう

農業者の老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。保険料は、全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります。年金は家族一人一人について準備することが大切です。

■若い農業者の皆さんへ

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。政策支援は、国民年金第1号被保険者などの加入要件に加え、①39歳までに加入②農業所得が900万円以下③認定農業者で青色申告者などを満たせば受けられます。

■40歳を超えて政策支援を受けられない方へ

農業者年金へは、①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)で、②年間60日以上農業に従事③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

■政策支援加入(保険料の国庫補助)で老後の安心を

| 区分 | 必要な要件 | 国庫補助金額 | |
|----|---|---------|--------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円 | 6,000円 |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | | |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者 | | |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円 | 4,000円 |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1になることを約束した後継者 | | - |

■加入期間が短くても年金の備えができます

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7,000円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しができます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで年金の備えができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

■問合せ 町農業委員会事務局 (☎47-2204)・JAきたみらい訓子府地区事務所 (☎47-4822)

町外にお住まいの方 ふるさとで成人式を

平成31年の成人式は、1月13日(日)に行う予定ですが、本町出身の町外居住者で、本町の成人式に参加を希望される方の受け付けを行っています。

○対象 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの本町出身の方(住所変更の手続き

は必要ありません)

○申込み 11月30日(金)までに社会教育課(町公民館)へ。本町に住民登録されている方の申し込みは、必要ありません。

※今後、成人を迎えられる方が進学などで住民登録を他市町村に移しても、本町の成人式に申し込むことができます。



■社会教育課(町公民館内 ☎47-2121)

記帳開始説明会と 青色申告決算説明会

事業所得、不動産所得および山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

新たに記帳を行う方や記帳方法が分からない方のための記帳開始説明会を次の日程で開催します。

また、青色申告を行う事業者・不動産所得者の

方を対象として、平成30年分の決算説明会も開催します。

■記帳開始説明会

○とき 11月9日(金)
14時30分～16時30分

○ところ 北見経済センター

■青色申告決算説明会

○とき 11月28日(木)14時30分～16時

○ところ 町農業交流センター

■問合せ 町民課町民税係
北見税務署 (☎23-7151)

年末調整の説明会

源泉徴収義務者の方を対象として、年末調整事務および源泉徴収票、支払調書合計表の作成要領などについての説明会を次の日程で開催します。

○とき 11月20日(火)14時～16時

○ところ 町公民館多目的ホール

○持参するもの

年末調整等関係資料(説明会前に郵送済み)

○問合せ 北見税務署

(☎23-7151 案内番号2をお選びください)

消費税の軽減税率制度に 関する説明会

2019年10月に実施される消費税の軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

○とき 11月20日(火)16時～16時30分

○ところ 町公民館多目的ホール

○対象者 すべての事業者の方

○主催 北見税務署・町商工会

○内容

①軽減税率制度(軽減対象品目、帳簿・請求書などの記載方法、税額計算など)の概要

②適格請求書など保存方式(インボイス制度)の概要

③軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

○問合せ 町民課町民税係

北見税務署 (☎23-7126)

■町民課 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)

